

公明党

せのう 孝夫 市政報告 No. 29

声を かたちに 夢を くらしに



今年度は議員任期の最終年になります。6月議会では各常任委員会や付属機関である各審査会での任期満了に伴う所属も改変され、私は常任委員会と議会運営委員会の所属となり、新たな立場でこの一年、有終の美を飾るべく、それぞれにしっかり取り組んでまいり所存です。

館山市議会では2つの特別委員会がこの6月で調査事項の終了を決定いたしました。私が所属する議会改革特別委員会は、「市民に開かれた議会」を活動目的としているところから、当然終着点はなく、今後は議会運営委員会にその使命は委ねられることとなりますが、当該委員会では通常業務に加える負担増も懸念されますので、新たな道も模索していきたいと考えています。

また、3月議会から議長提案による、各定例会終了後の正副議長記者会見を実施することとしました。議会活動を広く市民にお伝えする、議会改革に資する取組であり、他市でもごく一部の自治体が先進事例として始められているものです。本市における実施については、議会報告会に続き、議会に対する市民の意見を聴く機会の創出という点から、高く評価する次第です。

3月議会通告質問【詳しくは議事録を参照】

1. がん治療に伴う外見変化に悩む患者に支援を!!

①「医療用ウィッグ」の購入費助成を？

②「乳房補正具」の購入費助成を？

答弁

がんは日本人の2人に1人が罹患すると言われており、館山市においても死亡原因の第1位となっています。

館山市としては、がん患者の皆様のために医療用ウィッグや胸部補正具の購入費助成は現時点では考えていませんが、がんと向き合う患者の皆様のがん就労や社会参加を応援し、より質の高い療養生活を送れるよう、総合的に施策の検討を進めていきます。

質問の背景・所感

がん治療に伴い、髪の毛が抜けるなどアピランス（外見）の変化に悩む患者は多くいます。本市の場合、ウィッグを必要とする人数については、実数ではなく人口比での統計になりますが、毎年おおよそ15人程度ということです。ウィッグの購入費助成については2~3万円です。

最近では医療の進歩により、治療を受けながら仕事をする患者も増えています。外見への支援は患者と社会をつなぐ、すなわち社会復帰への手助けが目的です。つまり、ビューティ（美しさ）ではなく、サバイヴ（生きる）のための支援であると専門家は指摘します。現在、外見変化への支援を導入している自治体は少ない状況ですが、本市も国に先駆けて助成制度の実施を期待します。

※ 「ヘア ドネーション」をご存知ですか？

自らの髪の毛を寄付する「ヘアドネーション」というNPOが運営している活動があります。100%寄付された髪の毛で作った「フルオーダーメイドの医療用ウィッグ」を、頭髪の悩みを持つ18歳以下の子供達に無償で提供する活動です。

この崇高な活動に協力した館山市の女性職員がいます。彼女は、髪の毛をできるだけ長く伸ばし、40cm以上にして寄付されたそうです。多くの市民の皆様にも「ヘアドネーション」を知っていただき、活動へのご理解とご協力をお願いしたいと思います。

2. 行政及び市民情報の送受信にSNSの活用を

①市民による街の魅力や困りごとを投稿できるアプリの導入は？

市民が、スマートフォン等で、まちの魅力や道路、川などの情報を、役所の開庁時間や担当部署等に気兼ねすることなく、いつでも通報できるシステムの構築は住民の行政参加にも繋がります。SNSを使いこなす若い世代の到来を見越し、将来に期待の持てる取り組みでもあると考えます。受け手となる行政側としても、写真等で場所と状況がおおよそ把握できるため、迅速に効率よく対応が出来る取組です。愛知県半田市では、写真等で対応後の報告も市民に行っています。

答弁

近年、各自治体においてアプリの利活用についての検討が活発化しています。館山市においても、ICTを活用した市民協働による課題解決は重要な取組と考えており、費用対効果が特に高いアプリや先進自治体の活用実態についての調査研究を進めてまいりたいと考えています。

②いじめ相談・通報アプリの導入は？

柏市では「ストップイット」（PCも可）という、周囲のいじめを被害者、第三者が匿名で通報できるアプリを導入して効果を上げています。従来の電話や面談よりも相談件数が5倍にも増えたということで、アメリカでは、実際にいじめが減少した事例報告があります。

答弁

本市での導入予定はありませんが、国においてもSNS等を活用した相談体制の構築に関して研究が進められていますので、導入した場合の効果、課題について、今後とも情報収集に努めていきます。

③スマートフォンでがんリスク判定できるアプリ導入は？

平塚市が、全国に先駆けて実施した取り組みです。5種類（胃、大腸、肺、乳、子宮）のがんに対して、それぞれ10問から15の設問を設け、チェックすることで簡易ながんのリスク判定をスマートフォンで確認できるものです。身近なツールで健康意識につながるものと考えます。

答弁

今後、健康意識を高めるための一助として、例えば、総合健診会場において、タブレットやスマートフォンを活用し、がんのリスク判定から、その場で検診の申し込み、受診につなげるなど、システムの活用を検討していきたいと考えます。

④市の広報紙をスマートフォンに配信できないか？

市から発信される情報は、多くの市民が目にすることで結果として、行政にとっても有益に繋がります。現在、生活サイクルの多様化や、自治会に未入会の方などへの情報提供としても有効です。

答弁

本市では、既に利用に向けて手続きを開始しており、今月（6月）中には利用できる見込みです。これにより、スマホ等にお知らせが届き、いつでも広報誌を読むことが可能になります。

3. コンパクトシティに向けた取り組みを

質問の背景

コンパクトシティとは、まちの必要施設（学校、病院、ショッピングセンター、住宅等）をなるべく集約化させていくことです。少子高齢化社会の到来にあたって、まちづくりに関しても人口減少に対応するモード切り替えは避けられないものと思っています。これからは、より少ない人口と財政力で国土や社会インフラを維持、活用する時代に入ったと言えます。

そのため、明確な将来へ向けてのまちづくりに関する計画・指針を市民等に示し、理解を求めていくことが重要になると考えます。

同時に、発生が懸念されている各種地震による津波に対して、市民の生命と財産を守るという観点から、災害に強いまちづくりの計画も示していく必要があります。

①人口減少社会へ向け、中・長期のまちづくりは？

高齢化社会を迎え、誰もが暮らしやすいまちづくり計画と、市の財政状況は厳しい見通しが予測されていますので、コンパクトシティ対策は、財政出動もコンパクトに抑えられるといった意味からも将来へ向けて極めて重要な課題です。

答弁

市では、平成21年度の策定した『館山市都市計画マスタープラン』において、都市計画の基本的な考え方として、集約型都市構造の形式を図ることとしています。

また平成27年度の策定した『第4次館山市総合計画』の基本構想における「土地利用の方向性」において各地域の特性等に配慮した計画的な土地利用を進めることとしています。

コンパクトシティは、将来を見据えた都市計画として避けては通れない政策理念であり、百年の大計で考えていくものです。長い年月は要しますが、その実現に向けて、地域公共交通の充実、公共施設の再編、医療・福祉のまちづくりに関わる様々な関係施設と連携を図り、総合的に検討していく必要があると考えています。

今後の方向性としては、市内の10地区を各地区の拠点としてコンパクトシティ化を図り、これを

ネットワークで結ぶ「サテライト式コンパクトシティ化」を目指していきたいと考えています。

② 津波災害に強い街づくりへの考えは？

本市の津波被害が想定される地震として、南海トラフ、首都直下型、三浦半島断層群、千葉県東方沖地震等があります。館山市は海拔が低い北条海岸一帯を中心としてまちが開けていますので、防災面でも、特に、津波被害の軽減に向けたまちづくりを目指すことが肝要であると考えます。

答弁

防潮堤等ハード対策には限界があり、市民に対する防災意識の啓発により、人的被害の最小化に努めているところです。また、この様な観点から、津波などの被害を受けやすい地域において新たに事業等を開始する場合には、災害リスクが低くなるように留意していく必要があります。

所感

コンパクトシティ化を目指すために必要な取組については、スプロール化と言われている、まちな無秩序な郊外への拡散を防止することが、まず挙げられます。

駅前をはじめとして、一時代前には栄えていた場所が、車社会の到来や、人口増によって郊外に人が移動してしまい、その結果、中心が空洞化するドーナツ現象が進行しました。

人口減少に伴い、住宅や商業施設、公共施設やインフラ等、これ以上の拡大を抑え、財政支出の抑制に資する対策が必要です。そうしていくことで、市内における自然環境の保全を図り、農地、住宅地、市街地等、明確にすることも大事な考え方だと思います。

同時に、今後は少子高齢化によるスポンジ化対策も必要になります。空き家、空き地、シャッター通りなどといわれますが、住宅街や商店街等の所どころが無人化により抜けてしまい、人の密度が減少する状態です。

これらの総合的対策としては、商店街などの活気を取り戻し、そこに住宅やマンション、高齢者向け住宅などを集め、郊外の人を呼び戻す「街中居住」を進めることだと言われています。

併せて、学校等を中心として、病院やショッピングセンター、その他、重要と思われる専門店や施設等をなるべく集約させていくことです。

さらに、その集まったところを一つの核として、各拠点間を公共交通で結ぶことで、交通網としての効率化も生まれます。また、高齢化対策として、バス停を降りたら歩いて用事を済ませられるような都市構造のユニバーサルデザイン化、つまり「できるだけ多くの人利用可能であるまちにデザインすること」が基本コンセプトであるべきです。

次に、災害（津波）対策も念頭に置くまちづくりが求められます。東日本大震災で大きな被害を受けた宮城県女川町などでは、街なか移転や再開発が行われ、見事な復興を遂げています。

南海トラフ地震による津波被害が予測されている和歌山県串本町では事前の高台移転が進行しています。これら事前・事後対策に取り組む自治体を参考として、本市も、徐々にでも、高台移転に誘導していく働きかけを進めていくことが重要ではないかと感じています。

そのようなまちづくりのための計画をきちんと整え、市の方針を市民にお示しすることが必要だと感じます。具体的には、市民や事業者との協議の場を設置し、市民等の意見も丁寧に聞き、その上で、市の方針をはっきりと示してご理解をいただきながら、協力を要請していくことが重要だと考えます。

研修会視察報告

市町村議会議員特別セミナー ～多様化する地域課題～

日時：平成30年5月9日（水）～10日（木）

会場：市町村職員中央研修所

報告者 瀬能 孝夫

【演 題】 地方財政の課題

5月10日 09:00～10:30

会場：2階 講堂

【講 師】 関西学院大学大学院経済学研究科教授 こにし さちお
小西 砂千夫

はじめに～『森林吸収源対策税制』について

講師の専門は財政学である。冒頭ご自身のいくつかある公職の中に、総務省関係の『森林吸収源対策税制に関する検討会の座長』を取り上げ「座長を務めているが、そもそも名称も聞きなれないであろう」ということで約30分にわたりこの検討会について説明をされた。

この税制は森林環境税というもので、空気中の Co2 を減らしつつ杉やヒノキなどの木材資源およびその植生地域を守るものである。針葉樹は間伐や枝打ちなどが必要で、植林後に手入れせずに荒らしてしまうと生育への影響だけでなく根が浅くしか張れず、山の斜面が崩落し易くなり、大雨等では土砂とともに木材も流れることによって大災害を発生させてしまうことにもなる。従って、針葉樹林の管理を支援するために自治体に対して交付しようというものである。

税制としては、東日本大震災の復興のために個人均等割りで1,000円上乗せしていた制度の期限切れに合わせ、同額を本対策税に振替しようとするもの。新增税にはなるが負担金の増額にはならないとして、これを全国の自治体へ森林面積に応じて傾斜配分する。

個人均等割であるため対象者は全国で6千万世帯、税収は600億円になるそうである。額としては少なく感じるが、対象となる森林を保有しない自治体も多くあることを考えれば、前述した内容に加え水源環境を守り災害抑止につなげるにも、力強い財源となるだろうと話された。

そこで、本検討会の存在意義については、税の在り方や妥当性を法律や税理論など様々な角度から技術的に“検討”し、国に答申するのが役目である旨を説明された。

「森林を保有しているところに保有していない人達の税金を投入することは理に適うものなのか」などの疑問を第一義として、本税制についての考え方を示されたが、その主旨は地方交付税と同じで、財力のある地域の税収を地方に回し一定の平準化を目指すというもの。ただし、一方通行ではなく、都会は地方にある森林を守るために財力を供給し、その森林によって Co2 の吸収や木材の恩恵を都会が享受する、中央と地方の共同体という大切さを説明された。これは地方財政の本質であり、共有財源の考え方は美しい物語であるとの表現は感銘を受けた。

所感：

地方財政の課題というテーマから森林を話題にされた時はどう展開していくのかと不安もよぎ

ったが、税の考え方を珍しい事例を通して簡潔に普遍的な問題として説明されたことは流石であった。

「乏しきを憂えず、等しからざるを憂う」という言葉がある。人は不平等には耐えきれないという意味であるが、同じ日本に生まれて、真面目に働き税金もきちんと納めているにもかかわらず、自治体の違いによって行政サービスに大きな差が生じることは“基本的に許されないもの”と常々感じている。勿論、住む場所によって気候風土にも違いがあり、それ故の差異もあることから一律の比較はできないが、地域の行政を担うのは人である以上、その取り組み方いかんによって地域間の差以上に、サービスに開きが表れる可能性も理解しなければならない。

議員の使命も、他の自治体より劣る部分があればその是正に努め、より良い方向へと力を尽くしていかなければならないのは言うまでもない。

「税の在り方、考え方」

もう一つの視点が、今回講義を受けた税の在り方、考え方である。個人の税金は等しく収めたとしても、企業の数などは地域の違いによって必然的に大きな差が生じる。講師からは、東京の収めた税金を東京で使わず、地方に回すという行為は本当に正しいことなのか、矛盾はないのかと提起された。

「森林吸収源対策税制に関する検討会」での説明の通りだが、自分のところのものは自分たちで使うと限定すると、国として成り立たなくなってしまうということだ。本市をはじめとして多くの地方自治体が交付団体である。講義を受けて、依存財源に頼らざる得ない劣等感や罪悪感を幾分薄れさせてもらった。当然、これに甘えることなく、自主財源比率の向上に努めていく所存である。

「地方財政の課題」について

本題の「地方財政の課題」については、「地方自治体の基金残高に対する説明責任の果たし方」がテーマであった。

長引くデフレやリーマンショックによって、これまでは自治体に対して「お金を無駄に使うな」と訴えることが正義といえた。しかし現在は、一部で各種基金が余り気味、もしくは潤沢であるといえる自治体が多くなっているという。その様な場合は、何を目的としてそこまで貯めるのか、用途は明確になっているのか等々説明を求めるに値する。

用途が限定されている目的基金の場合の対応は、自ずと限度額の算定もしやすいと言える。それらも含めて、基金の種類によって目的額を明確にし、市の貯金ともいえる財政調整基金やふるさと納税などについても、その根底を成す精神性などの説明とともに、公益に資する効果的な使い方が求められる時代に入ったことなど、刮目に値する講義であった。

所感：

講師から「基金が過剰になってはいまいか？」と投げかけられたテーマは、おそらく全国の自治体が直面しつつある事例であろうと理解した。すなわち、長引く不況により基金が増えたとしても使えない精神性に支配されてしまっている状況があるという懸念を示され、その対応の在り方、考え方に力点を置かれた講義という印象であった。

本市の財政調整基金の見通しは正反対である。従って、本市の基金に即して考えた時に、本講義との乖離を認めざるを得ず、講義内容は上記記述にとどめ、今後の財政運営を考えてみたい。

館山市の財政運営を考える

本市の置かれている財政状況は、第3次行革方針の設置意義ともいえる数年後に財政調整基金が枯渇する見通しの中で、これから本市の「基金残高に対する説明責任の果たし方」を考えることも重要であろうと感じた。

2018年度予算の国会審議では、6月に予想される骨太の方針が「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について…2015年度地方財政計画の水準を確保する」と定められた。本市は財政再建案を示し、その達成目標に向かって具体的にどうしていくのかに注目したい。当然、議会としても積極的にかかわっていくことが重要。

本市ではこれから複数の大型公共事業の必要性に迫られており、大型財政出動が必至の状況で難しいかじ取りに迫られている。しかし、たまたま巡り合わせの妙によって、現在不幸にも重なってしまったということで済まされるのかは検討の余地が残ると考える。

責任の所在をあえて指摘するならば、公共施設における更新時期を明確に「見える化」する工程表を真剣に検討してこなかった結果だとは言えまいか。

過去の通告質問で、アセットマネジメントやファシリティマネジメント、公共施設白書等々、他市県の公共施設管理における効果的事例も進言している。乱暴な表現をお許しいただければ、当時の執行部の姿勢は小さな自治体だから公共施設も少なく、それらの管理は目視でも理解でき、そのような計画作成は必要性に乏しいのではないかといった見解に感じられた。結果は近視眼的な対応は可能であっても、特に大型の公共施設の新築・改修等の更新時期の重なりや不慮の事案発生等の対応には基金の額も含めて、全く後手に回り対処不全に陥っているのではないか。

これらは長期的・総合的視点をおろそかにしてきた結果だと感じるのである。過去の反省に立ち返り、これからの方針を示すべきである。これを看過していれば、将来も同じ憂いを招くことにもつながると考える。

講義の中では庁舎の建設論が解禁されたと有った。熊本地震など、最近の打ち続く大災害により司令塔の機能を果たすべき市庁舎が壊され迅速な対応が遅れ、結果地域住民の救済がままならない事態が頻発した。従来は庁舎を新しくしたいというと、先に使うべきところがあるとの反発を受けていたが、近年では庁舎の必要性を多くの住民に認知されてきたのである。

本市市庁舎も耐震改修を行ったところだが、20年後には新築時期を迎える。しかし、庁舎建設基金にまで手をつけざるを得ない状況の中、20年後の市民のための責任をどう果たそうとしているのか、建設予定地も含めその道筋も見えてこない。ごみ焼却施設の大改修の後、丁度同時期に焼却施設も新設時期を迎えるのではないか。そうすると、大改修が正しい選択なのかも真剣に議論すべきではないのか。

一刻も早く、30年先をも見据えた人口推計や財政の裏付けも伴った大型事業のロードマップを作成し、市民に示すことが重要ではないだろうか。

【演 題】 人口減少時代に求められる子育て政策

5月10日 10:45~12:15

会場：2階 講堂

【講 師】 読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員 さかきばら 榊原 のりこ 智子

出産・子育て環境の変化

講義では講師自身の体験を踏まえつつ、1980年代当時の出産、子育て、仕事等における社会の問題点に触れられ、それぞれに具体的なバックアップ体制の重要性やそのための対応策を訴えられた。しかし、それらは当時に限らず、現在もその社会的環境は改善されていないとの指摘であった。

さらに最近の傾向として、晩婚に伴う高齢出産による産後疲労の問題、また祖父母世代との溝、育児の常識も80年代とは激変しているとの指摘があった。

生み育てるにあたっては、妊娠や育児スタートから不安と孤立を抱え、産後うつなどに対する母親への精神面でのケアや、子育てに関する相談体制の充実、仕事の両立に欠かせない子供を預けられる環境整備等々、必要施策の目に見える形での改善がない現状のままでは、出生率の向上は望めない。

ヨーロッパでは出生率の向上に成功

そこで、ヨーロッパにおける出生率の向上に成功した事例を紹介された。時に失敗しながらも試行錯誤の中、真摯に取り組んできた歴史に触れつつ、併せて、少子化の根本原因と信じられていた3点の神話についても検証を加えられた。

一つは「産業化が進む先進国はどこも少子化」との神話である。確かにヨーロッパ諸国も日本も、1960年代から産業化が進展したことにより出生率は等しく下がったが、1980年代から対応の2極化が表れ、回復した国は共通して国における出産一時金や児童手当等の家族関係社会支出の占める対GDP比が高く、子育て支援に資する社会保障費の充実が成果に如実に表れている。

ちなみに2010年統計で日本がGDP比1.32（出生率1.39）なのに対してスウェーデン3.64（1.98）、フランス2.94（2.01）、イギリス3.97（2.00）、ドイツ2.24（1.39）である。10年統計でドイツは日本と出生率で変わらなかったが、メルケル首相の保育改革により対GDP比を増やし、最近では出生率が1.4から1.6へと顕著に伸ばしている。

二つには「女性の社会進出が盛んになったことによって出生数が減った」とする神話である。配布資料の中に24か国の『女性の労働参加率と出生率』に関する表があり、日本は女性の労働参加率は約63%でOECD平均の約65%より低く下から6番目であった。日本の出生率1.4に至っては何と下から3番目の最低ラインである。15の国で日本より労働参加率も出生率も高かったが、そのほとんどの国が労働参加率70%~80%という中、出生率は1.8~2.2もあるのである。

日本より労働参加率が高く（69%）、出生率は低い（1.3）国は図に示された中ではポルトガルだけで、女性の社会進出増により出生率減という相関は全く認められなかった。

また、この図からは働く女性が少ないために日本では高齢女性の貧困化も招いているとの指摘があった。生産年齢の中で、働いている割合が男性は9割を超えるのに対して女性は6割であることが要因だと謂われ、働く女性を増やす重要性を認識し、速やかに子育てと仕事を両立させる社会の実現を目指さなければならない。

三つには「対策は様々やったが効果はなかった」とする説。是は一つ目のEU各国における成功事例に象徴されるが、「救貧福祉」から「家族政策」への転換と投資の拡大にあると言える。つまり個別事案への対応から、社会全体対応への政策転換と言えるであろう。

神話の誤謬性は外的要因によるのではなく、当事者が生み育てられる、と安心して判断できる内的要因であり、そう思える社会の創出にあるものと考えられる。

また、角度を変えてみると、出産後 2 週間に産後うつ症状がみられる割合は 25%、4 人に 1 人ということだ。この数字は日本特有の現象であり、虐待数や、人工妊娠中絶などの数も世界に比べ突出して多いとの指摘も理解できる。不安や悩み、孤立などについても社会で支援する仕組みが脆弱であろうことが読み取れる。

子供を産み育てやすい社会にするためには、高齢者対策並みの社会全体で子育て家庭を支える体制への抜本的な政策転換であり、その制度の確立である。

所感：

慢心との誹りを恐れずに言わせていただければ、子育て政策における講演での核となるご指摘については、すべて承知していたことであり、実行すべき、導入すべき優れた事案等は、考え方としては既に確立されていると言ってよい。

「ネウボラ」について

例えば、今回の講義にも紹介されていたフィンランド発祥の子育て支援拠点「ネウボラ」の導入を以前通告質問で取り上げたが、妊娠から出産、就学前後にわたる切れ目ない支援体制の整備は論を待たない。また、相談する内容に応じて役所や保健センター、病院等々を回ることなく 1 か所で相談できる、ワンストップ窓口の創設も多くの人がその必要性を理解している。一人の子供に限らず、その兄弟、両親家族まで交え、同じ担当者（または同じ情報を共有している担当者）が、妊娠時点から相談できる制度を築いているネウボラは、日本でも大いに参考にすべきである。

しかし、現実に各自治体で実施できているかとなると、ほとんど未設置ではないか。実施に至らない現実の問題には大きく 2 つあり、一つにはワンストップ化だけを取り上げても、関係機関との連携・調整が必要になり、その技術的・構造的部分の克服と、そこに向けた行政としての取り組む姿勢、問題意識の浅深による差が存在するのではないかと思う。

もう一つが資金面。国家として、態勢を整えるための相応の予算の確保と、それに付随して国民の理解（税制面ということ、下記の※を参考）を得る取組で、早急にそれらの対策が必要ではないかと考える。

ネウボラについては国の 18 年度予算にて日本版ともいえる「子育て世代包括支援センター」の増設も決まり、17 年 4 月時点では 525 市区町村に 1106 か所となっていたが、新たに 200 か所ほど増やすということだ。それでも自治体単位では半分にも達しておらず、子育て世代包括支援センターに限らず待機児童の問題など、全国では追いついていない施策は他にも沢山ある。

母親の就業支援

待機児童に象徴される子育てと仕事の両立支援については、保育園を企業主導型で進めているところもあるが、2016 年度から国は施設の整備費や運営費は認可保育所並みに助成している。このような情報発信も大切な取組であろう。

また、ある自治体では母親の勤める職場に託児所を併設する企業には、行政として連携を図っている事例もある。この特筆すべき点は、前述した女性の労働参加率を我がまちのこととして調べ、国の就業率を下回っていたので託児所併設を推進したというのである。まちな実態を知り、優先順位を決める取り組みは大いに参考にすべきではないか。

少子化対策での自治体の問題としては、何故できないかを明確にすることだと思う。お金が問題なのか、もしくは人材の不足か、プラン自体に困難な障害があるのか、それらをどうすればいいのか、国・県の支援は何かないのか、なければ作れないのか等々、可能性の限りを尽くし、問題解決するまであきらめずに挑戦し続けていく姿勢が重要と考える。

※ 税の考え方について

国としては、欧米の出生率向上への成功事例を紹介されていたが、実験を繰り返してつかみ取った実証であり、貴重な見習うべきモデルだと言える。わが国で模倣するとした場合、まず必要なことは成功した国と同規模の GDP 比で示した予算枠の拡大であろう。そのためには予算配分の検討と、不足分については税収の強化を図らなければならない。

講師は 2 度の消費税引き上げ延期を嘆かれていたが、使途を理解し消費税の引き上げに賛同してくれる国民がどれだけおられるだろうと想像する。社会保障制度をより充実させるには、税負担が重くなるという原理を国民が理解し、さらに納得してもらわなければならない。

すなわち、国策としての取組であると同時に、国民との理念の共有も得られて成立する政策だとも言える。

従って、少子化対策に限らず、重要政策の推進には国民の政治に対する理解と協力も求められる。政治家は勿論だが行政、教育関係者等は率先して、この様な政策や税の仕組み、社会に及ぼす効果等について、つまり政治について常に国民と対話する環境を作っていかなければならないということを考えさせられた。

関連して、政治の責任を付け加えるならば、年齢に関係なく政治及び主権者教育等の生涯学習機会の創出についても、その必要性を感じたところである。

国民にも自分のこととして少子化問題について考えてもらう機会を提供し、議員もそのきっかけの一助として積極的に発信すべきである。

少子化対策は喫緊の課題

少子化対策を考える際に複数の講師から、単に人口が減るだけならばあまり危惧する話ではなく、若年齢層が極端に少ない年齢構成のひずみが問題であると指摘されていた。

最新の統計では、こどもの日に合わせて 5 月 4 日に総務省が発表した 15 歳未満の子供の推計人口（平成 30 年 4 月 1 日現在）は前年より 17 万人少ない 1553 万人。年齢構成図では 1960 年代には正 3 角形であったものから現在は樽型へ、やがては逆 3 角形になるのが見えている。

15 歳未満の人口は 1982 年から 37 年連続の減少で、直近の出生数では年間 100 万人を下回っている。このままの状態が続けばさらに問題は深刻化するため、そのひずみをこの 5 年から 10 年の間に是正することが大切で、そのために “今” 出生率向上に向けた効果ある政策の実施が必要であるということであった。

本市でも、今、取組むべき少子化対策を、出来るところから速やかに実行に移してほしいものである。

以上

※ 既に提出した報告書の文章・構成を、より分かり易くするため、一部、加筆・変更しています。なお、本報告書は 2 日目の講義の部分です。